

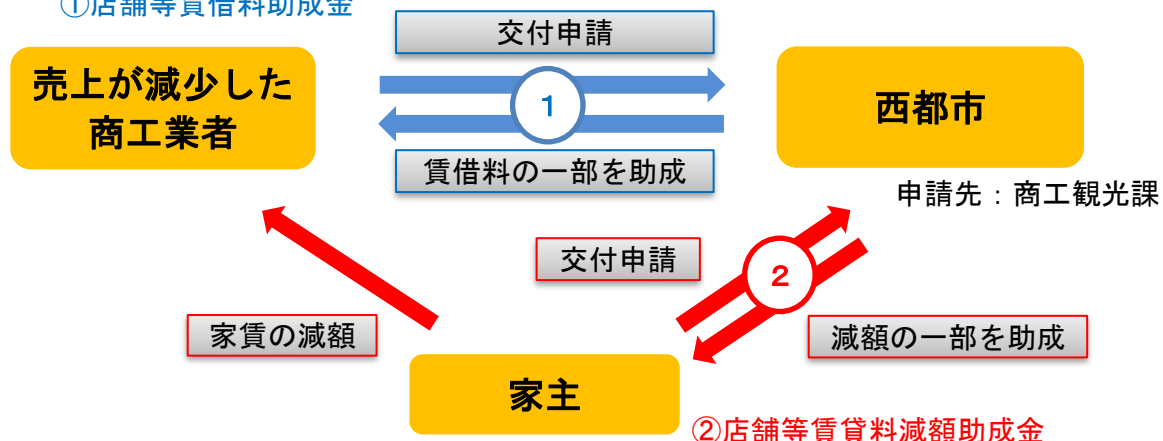
新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者の賃貸料を減額した家主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、市内の店舗等を借りて事業を営んでいる事業者の賃貸料を減額した家主の方に対して、減額した賃貸料の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■市内の店舗等(※)を賃借して事業を営んでいる商工業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月～5月までの売上が前年同月比で概ね30%以上減少している月が1月以上あるもの ■<u>上記の事業者に店舗等を賃貸しており、賃貸料の減額をした家主</u> ※店舗、店舗の敷地及び事業に必要な駐車場 ■市税を完納している者（納期限が令和2年1月1日までのもの）
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ■減額した賃貸料（減額分）の1/2（上限1万円/月） ■令和2年6月から9月までの間のうち連続した3か月分 ※千円未満の端数切り捨て
申請期間	令和2年5月1日から6月30日まで
必要書類 (申請時)	<ul style="list-style-type: none"> ■店舗等賃貸料減額助成金交付申請書 ■助成の対象となる店舗等の賃貸借契約書の写し ■市税納入状況の確認に関する同意書 ■その他必要と認める書類
必要書類 (請求時)	<ul style="list-style-type: none"> ■店舗等賃貸料減額助成金実績報告書兼請求書 ■減額後の店舗等賃貸料の受領を証する書類（領収書や通帳の写し） ■その他必要と認める書類

<手続きの流れ>

①店舗等賃借料助成金



【お問い合わせ先】 西都市新型コロナウイルス感染症対策室（商工観光課）

電話：0983-43-3222 FAX：0983-43-2067